

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び業者の住所

業者名	住所
大同電設 株式会社	室蘭市東町2丁目24番1号

2 指名停止期間

建設工事
平成27年 4月10日 ~ 平成27年 5月 9日 (1ヵ月)

3 指名停止措置の範囲：北海道森林管理局管内

4 指名停止の理由

本件は、大同電設株式会社が、北海道が発注した「北海道室蘭栄高等学校大規模改造第2期電気設備工事」において、大同電設株式会社の責めに帰すべき理由により契約期間内に工事を完了せず、履行遅滞を生じさせた。

このことは「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」別表第1第4号（契約違反）に該当する事実があるため。

参 考

工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（抜粋）

別表第1 当該部局の管轄区域内において生じた事故に基づく措置基準	
措置要件	期間
(契約違反) 4 別表第1第2号に掲げる場合のほか、部局発注工事の施工に当たり、契約に違反し、請負契約の相手として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヵ月以内

【問い合わせ先】
北海道森林管理局 経理課
直 通：011-622-5214
担当者：主計係（内線307）